

「長崎県子育て条例行動計画」(素案)に対し意見表明

～「こどもまんなか社会」の実現を目指すための計画に意見表明～

一般社団法人日本損害保険協会長崎損保会(会長:幸 英治 東京海上日動火災保険株式会社 長崎支店長)では、2024年10月21日付で公表された「長崎県子育て条例行動計画(令和7年度～令和11年度)」(素案)の意見募集に対し、11月7日付で意見表明を行いました。

当該計画は、「長崎県子育て条例」に関する取組みを総合的かつ計画的に進めるための施策の方向性を明示するほか、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・子育て支援法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「こども基本法」及び「こどもの貧困対策推進法」に基づく県計画に位置付けられるものであり、「長崎県子育て条例」がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現のため策定されるものです。

長崎損保会では、こども等の安全の確保や、子育てを支援する生活環境の整備等に関する施策に対して次の意見を表明しております。

《主な意見内容》

P102

第6章 安全・安心な子育ての環境づくり

第2節 こども等の安全の確保

1 こどもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】6-2-1

「○ 自転車事故を防止するために、こどもの自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底の広報キャンペーンや自転車教室を積極的に開催して、自転車の安全利用の推進を図る必要があります。」との課題認識に賛同いたします。

P103、104

【具体的施策】6-2-1

「○ 関係機関・団体と連携して、児童生徒等に対する自転車教室を開催し自転車の安全通行ルールを学ばせるなど、自転車安全教育を充実させ、自転車の安全利用を推進します。」や、「○ こどもの自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底のための広報キャンペーンや自転車教室を積極的に開催して、自転車の安全利用の推進に努めます。」は、こどもの交通安全を確保するための活動を推進するために重要な施策と考え賛同いたします。

県における子供関連事故で歩行中の事故は前年同期比で減少している一方自転車乗用中の事故はおよそ4割増加していることや、令和6年11月の道路交通法改正により自転車運転中の新たな罰則が整備されたことから自転車の安全利用を推進するためのこれら施策は非常に重要であると考えます。

また、2018年大阪北部地震を鑑みても、「○ 小中学校の通学路にある危険ブロック塀等が災害時に倒壊するのを未然に防止するため、市町と連携し、除却を行う者への支援を行います。」は、こどもや県民を守る施策として重要と考えます。

P110

第3節 子育てを支援する生活環境の整備

3 安全な道路交通環境の整備

【現状と課題】6-3-3 および【具体的施策】6-3-3について、概ね賛同いたします。なお、幹線道路やその交差点において交通事故の多発または、そのおそれが高く、緊急に対策を実施する必要性が高い箇所(事故危険箇所)については、公安委員会と道路管理者が連携して重点的に交通安全施設を整備すること

となっておりますが、国土交通省のデータベースによると主要県道・一般県道において5か所指定されていますので、着実な対応を期待いたします。